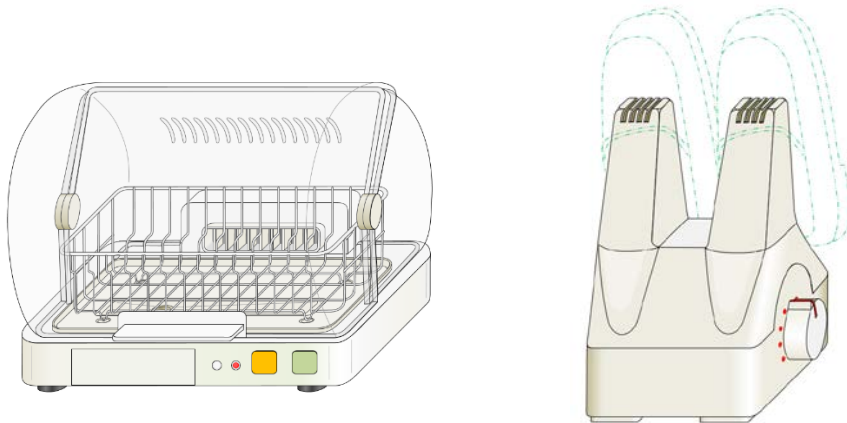




## 247 電気乾燥機

定格電圧が100V以上300V以下及び定格周波数が50Hz又は60Hzのものであって、交流の電路に使用するものに限る。かつ、定格消費電力が10kW以下のもの限り、毛髪乾燥機を除く。

【一般呼称の例】：乾燥機、浴室乾燥機、衣類乾燥機、ふとん乾燥機、手洗い用乾燥機、食器乾燥機 など



衣料、印画紙、農産物、塗料等の乾燥に使用するもので電動機を有するもの

### 【混同しやすい電気用品】

#### 電気乾燥器

(発熱体を組み込み、衣料、印画紙、農産物、塗料等の乾燥に使用するものであって、電動機を有さないもの)